

慶弔・罹災休暇・慶弔見舞金内規

第 1 条（目 的）

この規定は、プライアント株式会社に勤務する社員およびその家族に慶弔がありまたは罹災にあつたときの慶弔・罹災休暇および慶弔金・見舞金等の支給基準について定めたものである。

第 2 条（支給事由）

慶弔・罹災休暇の該当事由および慶弔金・見舞金の支給基準は以下の各号に該当する場合とする。

- ① 本人の結婚（慶弔休暇・結婚祝金）
- ② 家族の結婚（結婚祝金）
- ③ 本人または配偶者の出産（慶弔休暇・出産祝金）
- ④ 本人の業務上の事故等による死亡（給付金・弔慰金）
- ⑤ 本人の業務外の事由による死亡（給付金・弔慰金）
- ⑥ 家族の死亡（慶弔休暇・弔慰金）
- ⑦ 本人の住居が被災したとき（罹災・被災休暇・被災見舞金）
- ⑧ その他必要と認めたとき

第 3 条（届出義務）

社員またはその関係者がこの内規により慶弔・罹災休暇を取得し、併せて慶弔金・見舞金を受けようとするときは、事前にその事実を証明する書類等を添付し、会社に届け出ることを要する。

第 4 条（受給資格）

この内規の適用は、原則として正社員に限るものとし、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトには適用しない。

第 5 条（慶弔休暇）

慶弔休暇は社員就業規則第 4 1 条（特別休暇）とし、社員が次の各号のいずれかに該当する場合において、それぞれに定める日数の休暇を取得することができる。

①	本人の結婚	3日
②	配偶者の出産	2日
③	父母、配偶者、子の死亡	3日
④	同居の祖父母、兄弟姉妹の死亡	2日
⑤	別居の祖父母、兄弟姉妹、又は配偶者の父母 祖父母、兄弟、姉妹の死亡	2日
⑥	その他、前各号に準じ、会社が認めたもの	1日

2 慶弔休暇を請求するとき派、事前に会社の承認を受けなければならない。

3 慶弔休暇は、社員就業規則第9条（試用期間）の社員については適用しない。

4 第1項の父母には養父母、継父母を含み、子には養子、継子を含むものとする。

5 慶弔休暇を取得できる親族の範囲および日数は第1項に定める範囲・日数とするが、生活の状況、同居の有無、移動距離等を考慮し取り扱うことがある。この場合において、適用の可否については社長が判断する。

第 6 条（罹災休暇）

罹災・被災休暇は社員が各号のいずれかに該当する場合、罹災休暇を取得することができる。

- ① 地震・自然災害等により罹災し住居が損壊したとき
- ② 火事・事故等により罹災し住居が損壊したとき

2 罹災休暇の日数は、損壊の程度、回復までの期間等を考慮し、会社と被災社員との話し合いの上決定する。

第 7 条（休暇中の賃金）

第5条および第6条の慶弔休暇および罹災休暇中の賃金は無給とする。

第 8 条（結婚祝金）

社員および子が結婚したときは以下の各号の基準に基づき、結婚祝金を支給する。

- | | | |
|---|---------------|---------|
| ① | 勤続1年未満の社員 | |
| | 本人の結婚 | 10,000円 |
| | 子の結婚 | 10,000円 |
| ② | 勤続1年以上3年未満の社員 | |
| | 本人の結婚 | 20,000円 |
| | 子の結婚 | 10,000円 |
| ③ | 勤続3年以上の社員 | |
| | 本人の結婚 | 50,000円 |
| | 子の結婚 | 30,000円 |

第9条（出産祝金）

社員またはその配偶者が出産したときは、祝金として10,000円を支給する。

第10条（給付金および弔慰金）

社員が業務上の事由により負傷し、疾病にかかり又は障害となったときは労働基準法および労働者災害補償保険法の保険給付の他下記の基準に基づき給付金、あるいは弔慰金を支払う。

- | | | |
|---|-----------------------------------|-----------|
| ① | 業務上の疾病、負傷等により通院した場合 | |
| | 通院日数×1日あたりの金額（3,000円） | 15,000円限度 |
| ② | 業務上の疾病、負傷および業務外による疾病、負傷等により入院した場合 | |
| | 入院7日未満内 | 5,000円 |
| | 入院7日以上14日未満 | 10,000円 |
| | 入院14日以上30日未満 | 20,000円 |
| | 入院30日以上 | 30,000円 |
| ③ | 業務上の疾病、負傷等により後遺障害を負った場合 | |
| | 規定の金額による後遺障害補償金 | |
| ④ | 業務上の疾病、負傷等により死亡した場合 | |
| | 勤続5年未満の社員 | 50,000円 |
| | 勤続5年以上10年未満の社員 | 70,000円 |
| | 勤続10以上の社員 | 100,000円 |

第11条（家族の死亡）

社員の家族の死亡については、以下の各号の基準に基づき弔慰金を支給する。

- | | | |
|---|----------------------|---------|
| ① | 配偶者の死亡の場合 | 30,000円 |
| ② | 子、父母、同居の父母の死亡の場合 | 30,000円 |
| ③ | 血族の兄弟姉妹、同居の祖父母の死亡の場合 | 10,000円 |

第12条（供花等）

配偶者、子、父母、同居の父母が死亡したときは、供花を供える。

供花の金額の限度は、20,000円とする。

第13条（被災見舞金等）

社員が居住する建物が風水害・地震災害（含む地震火災）にあった場合については、以下の基準に基づき災害見舞金を支給する。

- | | | |
|---|--|---------|
| ① | 家屋の倒壊*・焼失*・流水・床上浸水・地盤
より45cm超の床下浸水の場合 | 30,000円 |
|---|--|---------|

家屋の倒壊・焼失については、地震保険損害認定基準の全損および半損を上記支給対象とする。

第14条（その他の慶弔見舞金）

慶弔見舞金の支給範囲・支給額は第8条より第13条を基準とするが、生活の状況、により会社が支給の必要のあると認めた場合には、慶弔見舞金を支給することがある。この場合において、支給の可否、支給額については社長が判断する。

附 則

この内規は 2010年6月1日より実施する。

2015年4月1日社名変更（有限会社プライアント保険→プライアント株式会社）

監修：吉木社会保険労務士事務所